

たつの市公告第193号

公 示 送 達 書

地方税法第20条の2第1項の規定により、次の書類を公示送達します。

なお、送達すべき書類は、当市市税課において保管してありますので、御来庁の上、お受け取りください。

また、表中の書類は、地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなします。

令和8年10月2日

たつの市長 山 本

実

[illegible]